

議案第49号

朝来市キャンプ場条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月4日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市緑ヶ丘キャンプ場の廃止に伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市キャンプ場条例の一部を改正する条例

朝来市キャンプ場条例（平成17年朝来市条例第200号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前						
<p style="text-align: center;"><u>朝来市馬場山キャンプ場条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 住民、都市生活者等に自然と親しむ<u>場を提供するとともに、交流人口の増加、観光の振興及び地域の活性化を図るため、朝来市馬場山キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第2条 <u>キャンプ場の位置は、朝来市佐囊90番地2とする。</u></p> <p>（利用の許可）</p> <p>第3条 キャンプ場を利用しようとする者は、<u>あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（利用許可の取消し等）</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>朝来市キャンプ場条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 住民、都市生活者等に自然と親しむ<u>機会を与え、豊かな創造力及び行動力のある人材養成の場としてキャンプ場を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>朝来市緑ヶ丘キャンプ場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>朝来市多々良木153番地2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>朝来市馬場山キャンプ場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>朝来市佐囊90番地2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（利用の許可）</p> <p>第3条 キャンプ場を利用しようとする者は、<u>市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（利用許可の取消し等）</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、<u>次の事項に該当するときは許可を取り消し、</u></p>	名称	位置	<u>朝来市緑ヶ丘キャンプ場</u>	<u>朝来市多々良木153番地2</u>	<u>朝来市馬場山キャンプ場</u>	<u>朝来市佐囊90番地2</u>
名称	位置						
<u>朝来市緑ヶ丘キャンプ場</u>	<u>朝来市多々良木153番地2</u>						
<u>朝来市馬場山キャンプ場</u>	<u>朝来市佐囊90番地2</u>						

許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

#### 第5条～第7条 (略)

(損害の賠償等)

第8条 故意又は過失によりキャンプ場の施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

#### 別表 (第5条関係)

区分	単位	使用料
キャンプ場	1人1回	430円
山小屋	20人まで1人1回	640円
	21人以上1回	12,960円

備考

- 1 キャンプ場の使用料は、1泊を増すごとに1人1回分の額を加算する。
- 2 山小屋の使用料は、1泊を増すごとに1人1回分の額の半額を加算する。

利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理及び運営上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第5条 利用者の責めに帰すべき事由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第6条～第8条 (略)

#### 別表 (第6条関係)

区分	種類	単位	金額	備考	
朝来市 緑ヶ丘 キャンプ場	キャン プ場	使用料	1人 1回	430円	1回又は1泊とする。
		テントハ ウス	1棟 1泊	5,400 円	別途に使用料が必要
	貸しテン ト	貸しテン	1棟 1泊	2,160 円	別途に使用料が必要
		テント持	1棟	1,620	別途に使用

		<u>込料</u>	<u>1泊</u>	<u>円</u>	<u>料が必要</u>
	<u>オート</u>	<u>テントハ</u>	<u>1棟</u>	<u>8,640</u>	<u>使用料含む。</u>
	<u>キャン</u>	<u>ウス</u>	<u>1泊</u>	<u>円</u>	
	<u>プ場</u>	<u>貸しテン</u>	<u>1棟</u>	<u>5,400</u>	<u>使用料含む。</u>
		<u>ト</u>	<u>1泊</u>	<u>円</u>	
		<u>テント持</u>	<u>1棟</u>	<u>4,860</u>	<u>使用料含む。</u>
		<u>込料</u>	<u>1泊</u>	<u>円</u>	
<u>朝来市</u>	<u>キャンプ場</u>		<u>1人</u>	<u>430円</u>	<u>1回又は1</u>
<u>馬場山</u>			<u>1回</u>		<u>泊とし、1泊</u>
<u>キャン</u>					<u>を増すごと</u>
<u>プ場</u>					<u>に1回を加</u>
					<u>算するもの</u>
					<u>とする。</u>
	<u>山小屋使用料</u>		<u>20人</u>	<u>640円</u>	<u>1回又は1</u>
			<u>まで</u>		<u>泊とし、1泊</u>
			<u>1人</u>		<u>を増すごと</u>
			<u>1回</u>		<u>に1回1／</u>
			<u>21人</u>	<u>12,960</u>	<u>2を加算す</u>
			<u>以上</u>	<u>円</u>	<u>るものとし</u>
			<u>1回</u>		<u>る。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。